

“いざ”というときに備え、

避難行動要支援者台帳への登録をお願いします



☎長寿はつらつ課 ☎463-1921、障害福祉課 ☎463-1598、危機管理室 ☎463-1788

市では災害時に備え、避難行動要支援者が掲載された避難行動要支援者名簿を作成しています。

身近にいる避難支援に携わる関係者（避難支援等関係者）への情報提供に同意をいただいた方は避難行動要支援者台帳に登録し、平常時から災害対策に役立てています。

●避難行動要支援者（以下、「要支援者」といいます）とは

災害時に自ら避難をすることが困難な方や、正しい判断をすることが難しく、手助けが必要な方



～市では、下記の①～⑧のいずれかに該当する方を要支援者としています～

①75歳以上の方のみで構成された世帯	⑤精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持する方
②要介護1以上の認定を受けている方	⑥難病に係る医療受給者証の交付を受けている方
③身体障害者手帳（1～3級、または4級第1種）を所持する方	⑦障害支援区分の認定を受けている方
④療育手帳（A、A）を所持する方	⑧その他、本人等の申し出により支援が必要と認められる方

●避難行動要支援者名簿とは

要支援者がすべて掲載されたもの。

↓どのように活用するの？

災害時にのみ使用し、安否確認や円滑な避難活動の支援に役立てます。

●避難行動要支援者台帳とは

要支援者のうち、市へ台帳登録の届け出をされた方のみを掲載したもの。

↓どのように活用するの？

平常時からお住いの地域を担当する避難支援等関係者に提供し、災害時に地域で孤立しないよう、台帳の情報に基づき、個々の状況確認や避難訓練など災害に備えた活動に役立てます。

避難行動要支援者台帳の提供先

- 朝霞消防署 ●朝霞警察署
- 朝霞市社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織（自治会・町内会）
- 消防団 ●地域包括支援センター

避難行動要支援者台帳に記載する情報

- ・住所 ・氏名 ・性別 ・生年月日
- ・電話番号 ・身体状況 ・緊急連絡先
- ・地域支援者氏名など



●避難行動要支援者台帳への登録方法

新たに台帳への登録を希望される方の申し込みは、随時受け付けています。

要支援者の①、②、⑧に該当する方は長寿はつらつ課に、③～⑦に該当する方は障害福祉課にお問い合わせください。

- ・台帳への登録は強制ではありません。
- ・登録内容の変更や、登録の必要が無くなった場合は市へ届け出てください。
- ・個人情報、適切に管理します。

※避難行動要支援者台帳の地域支援者氏名は、日頃からお付き合いがあり、災害発生時などのいざという時に、声かけなどの支援をしてくださる方をご記入いただくものです。ご近所など、身近な人で支援して下さる方を探してみましょう。